

「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令案」について

1. 改正の趣旨

- 本省令案は、有識者会議における検討結果を踏まえ、「定期健康診断における結核の有無の検査方法の技術的基準」及び「学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準」について、見直しを行うものである。

2. 改正の概要

(1) 定期健康診断における結核の有無の検査方法の技術的基準の見直し

- 小中学校では、全学年の児童生徒に対して、定期健康診断において結核の有無の検査を実施することとなっており、その方法としては、まず問診を行い、それを踏まえて学校医等が必要であると認めた者については、教育委員会に設置された結核対策委員会（保健所長・結核の専門家・学校関係者等で構成）の意見を聞いた上で、必要に応じ精密検査を行うこととされている。
- 「学校における結核検診に関する検討会報告書」（平成23年8月12日）において、「今までの実績により、事例毎の適切な対応方法はある程度蓄積されてきており、結核診療を専門としない学校医が診断する際に参考とする基準やマニュアルを示すことができれば、学校医が直接精密検査を指示することは十分可能」とされたことを受け、結核対策委員会の意見を聞かずに、学校医等の判断で精密検査を行うことを可能とする。

(2) 学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準の見直し

① 髄膜炎菌性髄膜炎の第2種感染症への追加等

- 髄膜炎菌性髄膜炎については、日本での発生報告がわずかであることから、これまで特段の規定は置いてこなかったものの、発症した場合、治療を行わないと致死率がほぼ100%に達するという重大性、くしゃみなどによる飛沫感染により伝播すること、昨年5月に宮崎県の高校の寮において発生し、死亡1名を含む事態に至ったことを踏まえ、髄膜炎菌性髄膜炎を第2種感染症（飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症）に追加することとする。
- 出席停止期間については、結核と同様に、疾患が重篤であり、原因菌の排泄期間のみならず症状等から総合的に判断すべきことから、「病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで」とする。

② インフルエンザの出席停止期間の見直し

- インフルエンザの出席停止期間は、従前、「解熱した後二日を経過するまで」としてきたところであるが、昨今、オセルタミビルやザナミビル等の抗インフルエンザウイルス薬が投与されるようになったことから、感染力が消失していない段階でも解熱してしまう状況が生じており、解熱のみを基準にした出席停止期間では、感染症のまん延予防という目的が達成できないおそれがある。
- そのため、「発症後五日を経過した後になるとウィルスがほとんど検出されなくなる」という研究報告を踏まえ、出席停止期間を「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで」と改めることとする。
- ただし、幼稚園に通う幼児については、低年齢者ほどウィルス排泄が長期に及ぶという医学的知見を踏まえ、同様に低年齢者が通う施設である保育所について定められた「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成21年8月厚生労働省）にならい、「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後三日を経過するまで」とする。

③ 百日咳の出席停止期間の見直し

- 百日咳の出席停止期間は、従前、「特有の咳が消失するまで」としてきたところであるが、年齢が高くなると必ずしも顕著な「特有の咳」が現れないこともあることが報告されていること、5日間の適正な抗菌薬療法が終了すれば感染のおそれがないとされていることを踏まえ、出席停止期間を「特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで」と改めることとする。

④ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の出席停止期間の見直し

- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の出席停止期間は、従前、「耳下腺の腫脹が消失するまで」としてきたところであるが、耳下腺は腫れずに顎下腺や舌下腺が腫れるという症例が報告されていること、発症後は5日程度で感染力が弱まるものの、腫れは2週間程度残る場合もあることが判明していることを踏まえ、出席停止期間を「耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで」と改めることとする。

⑤ その他

- その他、用語の整理等を行う。

(3) 施行期日

平成24年4月1日（予定）